

平成30年
4月から

後期高齢者医療制度の各種制度の負担額変更

☎ 保険環境課 医療介護保険係 ☎ 65・1097

～医療療養病床に入院している方の光熱水費～

●平成30年4月から、医療療養病床に入院している65歳以上の方の光熱水費のご負担額を下表のとおり見直します。

ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。

ご負担いただく【一日当たりの光熱水費】

医療療養病床に入院している65歳以上の方	平成30年4月～
医療の必要性の低い方	370円
医療の必要性の高い方（指定難病の方以外）	370円
指定難病の方、老齢福祉年金受給者	0円

平成30年
8月から

後期高齢者医療制度の高額療養費の上限額変更

●高額療養費とは、同じ月内に医療機関窓口で支払った医療費の合計額について、決められた上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。この上限額が平成30年8月から下表のように変わります。

負担区分		外来（個人単位）	外来+入院（世帯ごと）
現役並みⅢ（課税所得690万円以上の方）		252,600円+（総医療費-842,000円）×1%〈多数回該当140,100円（※2）〉	
現役並みⅡ（課税所得380万円以上の方）		167,400円+（総医療費-558,000円）×1%〈多数回該当93,000円（※2）〉	
現役並みⅠ（課税所得145万円以上の方）		80,100円+（総医療費-267,000円）×1%〈多数回該当44,400円（※2）〉	
一般（※1）		18,000円 （年間上限144,000円）※3	57,600円 〈多数回44,400円（※2）〉
住民税 非課税	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

※3 平成29年8月診療分以降、毎年8月から翌年7月診療分の1年間が対象になります。

●支給する高額療養費があるが、振込先口座の登録がない方には「高額療養費の支給申請について（お知らせ）」をお送りしますので、桂川町役場の窓口で申請してください。一度申請いただくと、次回から振込先口座に自動的に振り込みます。

●診療月の翌月1日から2年を過ぎると申請できません。

後期高齢者医療制度の高額介護合算療養費の上限額変更

負担区分	基準額限度額（年額）		負担区分	基準額限度額（年額）	
	平成30年8月～			平成30年8月～	
現役並みⅢ	212万円		一般	56万円	
現役並みⅡ	141万円		区分Ⅱ	31万円	
現役並みⅠ	67万円		区分Ⅰ	19万円	